

給食施設開始(再開)届の記入要領

施設の所在地	給食施設の所在地を記入する。
施設の名称	給食施設の正式名称を記入する。
施設の電話番号	給食施設の電話番号を記入する。
施設の設置者の住所	当該施設を設置している者の住所を記入する。 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
施設の設置者の氏名	当該施設を設置している者の氏名を記入する。 (法人にあつては、その名称及び代表者名)
施設の設置者の電話番号	当該施設を設置している者の電話番号を記入する。 (法人にあつては、主たる事務所の電話番号)
1 管理者名	当該施設を管理している者の氏名を記入する。
2 給食(開始・再開)日	給食を開始又は再開する年月日を記入する。
3 給食施設の種類	様式(1)～(11)の該当する番号を○で囲むこと。 各施設の定義については下記を参照
4 1日の予定給食数	予定数が決まっている施設については、その食数を記入する。 予定数が決まっていない施設については平均食数を記入する。
5 管理栄養士及び栄養士の員数	届出時に管理栄養士・栄養士として施設が雇用している者のうち、常勤の専任、常勤の併任で当該施設を主たる勤務場所とし、当該施設における勤務時間が勤務時間全体の1/2以上を占めている員数を記入する。 なお、常勤とは、当該施設において他の常勤雇用されている職員と同様の勤務形態にある者の場合をいう。
6 給食業務の一部を委託している場合の受託者	給食業務を委託している場合、その受託者の住所、氏名を記入する。なお、委託契約書の写し、及び委託内容が分かる仕様書等の写しを添付すること。
7 給食施設の見取図	見取図を裏面に記載、又は添付する。

各給食施設の定義

(1) 学校

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校。なお、「学校給食センター」(学校教育法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する学校給食共同調理場)及び幼稚園型認定こども園についても含まれる(平成27年9月18日厚生労働省健康局発「衛生行政報告例における認定こども園の取り扱いについて」より)。

(2) 病院

医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院。

(3) 介護老人保健施設

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設。

(4) 老人福祉施設

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する施設。

(5) 児童福祉施設

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する施設及び社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの。なお、幼保連携型認定こども園(認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する)もこれに含まれる。

(6) 社会福祉施設

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項及び売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの。

(7) 矯正施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法(昭和 23 年法律第 169 号)第 2 条に規定する少年院及び第 16 条に規定する少年鑑別所。

(8) 寄宿舍

学生又は労働者を寄宿させる施設。

(9) 事業所

労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表 1 に規定する事業所又は事務所。

(10) 一般給食センター

特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しないもの

(11) その他

(1)から(10)以外の施設。